

オオサンショウウオ保全回復事業計画

第1 事業の目標

オオサンショウウオは、西日本を中心として生息する両生類であり、限定された環境を生息場所としているため、環境変化に影響されやすく、現在減少傾向にある。特に京都府内においては外来種であるチュウゴクオオサンショウウオとの競合及び交雑の問題が発生し、絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本種の府内における生息状況等の現状把握と、それに続くモニタリングを行い、その結果を踏まえて、外来種との交雑の防止、生息地への不用意な立入りや密漁の防止等並びに生息環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都市、亀岡市、南丹市及び京丹波町における本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

なお、密漁等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本種の保全に資する対策を講じる。

(2) 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性等の把握

本種の生物学的特性の解明、本種をとりまく生態系の構造の解明、各地域の個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査を行う。

(3) 外来種との交雑状況の把握

本種と近縁の外来種（チュウゴクオオサンショウウオ）の生息状況、交雑の有無に関する調査を行い、情報を蓄積する。

2 地域における個体群の保護

(1) 生息地における監視の強化

生息地への不用意な立入り等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

(2) 外来種による影響の排除

競合又は交雑による影響を及ぼすおそれのあるチュウゴクオオサンショウウオ等の外来種について、生息地への侵入状況及び影響を監視し、本種の生息地への侵入を防止するための対策を講ずるとともに、必要に応じ侵入した個体の排除を行う。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、共存する生物や地形等本種を取り巻く生態系

全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種及び本種の生息に関連する生物の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息域の維持及び改善

本種の生息域は、河川の中流から上流であり、個体群の再生産に係る産卵場所は川岸に自然にできた横穴を利用しているが、適地が減少している。また河川内における本種の移動を阻害する工作物の設置により生息環境が悪化している。そのため、上記1の現状把握やモニタリングの結果等を踏まえ、生息域の安定的な維持・改善を図るため、本種が生息する河川において産卵適地の創生、生息に適する環境の連続性の確保に配慮する。

(2) 水量及び水質の維持及び改善

本種が生息する河川、水路との間において移動経路を安定的に維持するよう努めるとともに、本種の生息に支障を来す汚排水が生息水域に流入することを防止するため、本種が生息する水系の集水域全体を視野に入れて対策を講ずる。

4 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体、関係地域の住民をはじめとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保全の必要性、保全回復事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等など本種についての理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本種の保全に関わるNPO等、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用しつつ、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における農業・農村整備及び河川整備への活用を図る。また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施にあたっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町の各行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、外来種に関する影響調査、生息環境改善に必須の事業並びに密漁防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施にあたっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種は天然記念物の指定など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたってこれらの関係機関との調整を図る。